



平成 21 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 シンワオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勝弘
(コード番号 2654 大証第二部)
問合せ先 取締役管理本部本部長 橋本 幸延
(TEL. 06-6683-3101)

株式会社大阪証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 15 日付で大阪証券取引所より「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に基づき「改善報告書」の提出を求められました。

この件につき、本日（平成 21 年 10 月 2 日）付にて「改善報告書」を別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

【添付書類】

「改善報告書」

以 上

改善報告書

平成 21 年 10 月 2 日

株式会社大阪証券取引所

取締役社長 米田 道生 殿

シンワオックス株式会社

代表取締役社長 佐藤 勝弘



当社は、平成 21 年 7 月 29 日付「業績に影響を与える可能性のある事象の発生に関するお知らせ」において、入金予定の金銭（当社が売却した店舗の売却代金）の一部に関して、元代表者の横領の可能性のある旨の開示をいたしました。

本件に関して、外部調査委員会を設置し調査をいたしましたが、既に 6 月の段階で当社の取締役が上記の事象を認識していたことが判明いたしました。しかしながら、「業績に影響を与える可能性のある事象の発生に関するお知らせ」として公表したのが、7 月 29 日でありました。

上記に関し、株式会社大阪証券取引所より、大幅に遅延した開示であったこと、および当社の取締役が本件に関する同取引所の照会に対して正確な説明を行っていなかったことに対し、当社の適時開示体制の重大な不備に起因するものであり、また、その体制について改善の必要性が高いものと認められました。

この件につきまして、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 23 条第 3 項の規定に基づき、その経緯および改善措置を記載した「改善報告書」をここに提出いたします。

1. 経緯

平成 21 年 9 月 11 日付「外部調査委員会最終報告書」のとおり、平成 21 年 6 月 1 日に当社の前代表取締役（以下「A 氏」という。）が独断で W 信用組合に当社の預金口座を開設し、同日、当社が売却した店舗（事業譲渡）の売却代金 3 億円が当該口座に入金されると、その内 2 億 3,000 万円を独断で手形依頼返却のために支出したことが判明いたしました。これに関し、当時の財務の統括責任者（以下「C 氏」という。）が当該の事象について取締役会に報告し、平成 21 年 7 月 29 日付の「業績に影響を与える可能性のある事象の発生に関するお知らせ」における公表まで、開示が遅延いたしました。

また、C 氏が大阪証券取引所の照会に対して、概要の説明に留めており、正確な説明を行っていなかったことが、調査が進む過程で明らかになりました。

当該事象における詳細の経緯につきましては、以下のとおりであります。

(1) 外部調査委員会により認定された事実の経過について

① 約束手形が振り出された経緯について

ア 平成21年4月8日、A氏は、当日出張中であった財務の総括責任者であるC氏に対し、振出人欄のみ記名の上届出印を押捺し、他の部分は白地とした約束手形用紙を渡すように要求した。その理由は、当社の債権者である株式会社ロ社（以下「ロ社」という。）と翌4月9日に債務の支払猶予の交渉をするためにその手形を見せる必要があると言うものであり、これに対しC氏は、拒否したが、A氏は強引に自分に白地の約束手形を渡すようC氏に命じたため、C氏は、社長命令である以上従わざるを得ないと考えて承諾し、当社従業員D氏（以下「D氏」という。）に、A氏に対して白地の約束手形を渡すように指示した。

イ C氏は、白地の本件約束手形を作成するよう指示した当日の夜、A氏に対して、同手形を振出交付しないように念を押す内容のメールを送った。

その後、C氏はA氏が本社に出社したときなどに白地の本件約束手形の返還を求めたが、A氏はまだ交渉のために必要だと言って返還せず、自分がそれを持っていると言っていた。

ウ 平成21年5月19日の取締役会が終わった後に、C氏が、A氏に対し、白地の本件約束手形がどこにあるのか聞いたところ、A氏は前言を翻して、イ社に渡したと答えた。A氏によるとその理由は、当社にはイ社に対する2億3,000万円の簿外債務がありその弁済のために渡したということであった。支払期日は同年5月末日であるとのことであった。

C氏は、このA氏の話のすぐ信用できず、なおA氏がこの約束手形を持っていると思っていた。なぜなら、この約束手形が交換に回れば間違いなく不渡りになるということを、A氏も十分承知しているはずであったからである。

ところで、C氏は、当社にはA氏が言う2億3,000万円の簿外債務などなく、A氏個人のイ社に対する債務であると考えていたが、万一A氏が本当にこの約束手形をイ社に渡していれば大変なことになると思い、A氏に対して、イ社からこの約束手形を返してもらうように言った。しかし、これに対してA氏は何も答えなかった。

その後同年6月1日になって、A氏が、白地の本件約束手形につき、手形金額を2億3,000万円とし、振出日を同年4月8日、支払日を同年6月1日、受取人を「(株)ハ社」(訂正後「イ社」)と記載して白地部分を補充した上振り出していたことが判明した。

そして、当社が売却した店舗（事業譲渡）の売却代金3億円の中からA氏が2億3,000万円を出金してイ社に支払い、イ社が本件約束手形の依頼返却をかけて、結果的に当社に返還された。

②C氏が上記本件約束手形の件につき取締役会および会計監査人に報告しなかったことについて

C氏は、本件約束手形がA氏に渡されたことおよびA氏がそれを当社に返還しないことを取締役会および会計監査人に報告しなければならないという認識を有していたが、本件約束手形を取り戻すことを優先して全力をあげることにした。なぜなら、A氏によると支払期日が5月末日ということなので、本件約束手形をそれまでに取り戻せなければ、手形が不渡りとなるのであり、そうなってしまえば、そもそも後発事象として報告の上、株主総会を開くということの大前提を欠くことになってしまうからであった。

③A氏によるイ社からの2億3,000万円の借入について

ア 当社は、平成 20 年 5 月 15 日に二社との間で資金調達に関するアドバイザー契約を締結し、16 億 0030 万円を第三者割当増資する方法で資金調達することとし、その手数料として 2 億 7300 万円を前払いしていた。しかし、二社は 6 億 9940 万円の資金調達しできなかったため、当社は前払い手数料のうち資金調達不足分に相当する 1 億 3312 万円の返還について、二社に対して、平成 20 年 6 月 21 日付けの催告書を送付して請求していた。二社からは、同月 23 日付けの「ご回答書」をもって、1 億 3312 万円を返還をすべきものと考えとし、早急に日程を確定して再度返答するとの回答を得ていたが、未だ支払いがなされていない状況であった。

その中で当社は、平成 20 年度の決算を担当していた会計監査人からこの返還金について質問を受け、平成 20 年度の決算の後発事象としての説明が不十分として、有価証券報告書に添付する監査報告書にも署名できないと迫られていた。

万一会計監査人からの監査意見をもらえないときは、株主総会も開けず、上場廃止となることは明らかであった。二社をアドバイザーと呼んで来たのは A 氏であり、A 氏は当社に手数料を前払いさせたことにつき責任を感じていた。

またこれとは別に、A 氏は、D 氏に命じて、平成 20 年 6 月 6 日、1 億円を株式会社ホ社（以下「ホ社」という。）に振込送金させた（この送金の理由については 2 項で後述するとおり不明であるが、当社の帳簿では仮払金として処理されている。）。

A 氏は、平成 20 年 6 月 25 日ころ、二社に関する会計監査人（平成 19 年度の会計監査を担当していた監査法人）からの追及を理由に、上記 1 億 3312 万円を調達しようとし、さらに、ホ社に送金させた 1 億円について会計監査人から追及されることを避けるために同額を調達しようとし、イ社の代表取締役 E 氏（以下「E 氏」という。）に対して、当社が借りると伝え、イ社からその取引会社であるハ社を紹介して 2 億 3,000 万円を借り入れた。

なお、E 氏は A 氏から、「ファンドに増資の手続を依頼したが上手くいかず、増資が半分にとどまったため、ファンドに支払った手数料のうち 2 億 3,000 万円が会社に返還されなければならないが未だに返還されない。2 億 3,000 万円が戻ってこなければ監査証明を出せないと会計監査人から言われた。そうすると上場廃止になってしまう。」と説明して、当社の資金繰りのために 2 億 3,000 万円の借入を申し入れられたとしているが、上記のとおり二社から返還されるべき金額は 1 億 3312 万円であり、A 氏の E 氏に対する説明には虚偽がある。

イ その後、平成 20 年 6 月 25 日、振込銀行を W 信用組合とし、振込名を二社とする 1 億 3,000 万円が当社の X 銀行口座に入金された。さらに、A 氏は、C 氏に対して、312 万円を現金で手渡した。A 氏の説明によると、この振込分と手渡した現金は、二社からの返還金分であるとのことであった。C 氏は A 氏の話信用し、その旨帳簿に記載している。

さらに、同日、同じく振込銀行を W 信用組合とし、振込名をホ社とする 1 億円が当社の Y 銀行口座に入金された。当社としては、その内容は不明であるが仮払金が返還されたものとして帳簿上処理されている。

ウ 上記アのとおり、イ社はA氏に求められて、ハ社を介して2億3,000万円を支出したが、イ社が2億3,000万円を振り込んだハ社の口座はW信用組合にあった。そして、ハ社の同口座に振り込まれた2億3,000万円は、全額一旦現金で出金され、平成20年6月25日に、W信用組合から、ニ社およびホ社という異なる会社名で、当社のX銀行口座およびY銀行口座に振り込まれた。つまり、上記イの合計2億3,000万円の当社に対する銀行振込入金の原因は、A氏がイ社からハ社を介して借り入れた2億3,000万円であった。

イ社としては、A氏からの依頼であることから、2億3,000万円は当然当社に対する貸付と認識している。これに対して、当社にはイ社との間の金銭消費貸借契約書もなく、取締役会に報告も一切なされていなく、当社の銀行口座への入金の摘要においてもイ社の名前は一切出てきていないため、当社にはイ社から2億3,000万円を借り入れたという認識はない。

エ A氏は、平成20年6月25日ころ、E氏に対し上記2億3,000万円について1週間で返済すると約束したが、履行できなかった。その後、E氏はA氏に対し、再三にわたり上記2億3,000万円の返済を求めた。

平成21年4月に至っても、A氏はイ社に対して上記2億3,000万円を返済できずにいた。そこで、A氏は、上記2億3,000万円の支払いのために、白地の本件約束手形につき、手形金額を2億3,000万円とし、振出日を同年4月8日、支払日を同年6月1日、受取人を「ハ社訂正後イ社」と記載して白地部分を補充した上、イ社に振り出した。

④A氏による2億3,000万円の出金および手形決済資金としての使用

ア W信用組合の当社名義口座へ3億円の入金について

当社は、平成21年4月30日に、株式会社へ社（以下「へ社」という。）との間において締結した事業譲渡契約（当社が経営していた飲食店12店舗の営業権および店舗資産の譲渡）により、へ社に対して、事業譲渡の対価として3億円の事業譲渡代金請求債権を取得した。

ただし、3億円の支払いについては、店舗の賃借権の譲渡に関する賃貸人の承諾が全店舗につき得られたときとされていた。

ところが、まだ賃借権の譲渡が全て完了していないにもかかわらず、同年5月29日ころ、A氏が事業譲渡の相手方であるへ社およびそのスポンサーである株式会社ト社のF氏に頼み込んで、同年6月1日に3億円を支払ってもらえるようにした。

さらに、A氏は、社用印章について銀行印は2個と定める当社の印章管理規程第4条2号に違反して、自ら当社の3個目の銀行印を新たに作成し、W信用組合に当社の口座を開設して、へ社から3億円を振込入金させた。もちろん、A氏はこのことを事前にも事後にも取締役会に報告していなかった。

イ A氏による2億3,000万円の出金および約束手形の依頼返却について

同年6月1日、A氏により、へ社との間で上記事業譲渡代金の決済が行われ、へ社からW信用組合の当社名義の新設口座へ3億円の入金があったが、A氏により同日中にその内2億3,000万円の出金がなされた。

A氏は、この出金した2億3,000万円を、本件約束手形振出の原因となった2億3,000万円の借入金債務に対する弁済としてイ社に支払った。このとき、本件約束手形については、イ社のE氏が、A氏から依頼を受け、依頼返却をかけていた。その後、同日午前中に、C氏はZ銀行から、本件約束手形の依頼返却があった旨の連絡を受けた。

ウ 本年6月1日、C氏が、A氏が2億3,000万円を出金した事実を知った経緯

平成21年6月1日、A氏からC氏へ電話があり、C氏はA氏にホテル日航大阪へと呼び出された。同日午後2時ころ、C氏は同ホテルへ出向き、同ホテル2階の喫茶店でA氏と面談した。

その際、C氏は、席に着くや否や、A氏から当社名義のW信用組合の通帳と、その銀行印を渡された。C氏が同通帳の内容を見ると、同通帳は平成21年6月1日に作成されたもので、同日付で3億円が入金されており、摘要欄に「店舗売却費」と記載されていた。そして、さらに同日付で、3億円のうち2億3,000万円が出金されており、摘要欄に「手形依頼返却」と記載されていた。

C氏は同通帳の存在をこのとき初めて知ったが、3億円の入金の摘要として「店舗売却費」とあることから、この3億円はへ社への事業譲渡の代金としてへ社から振り込まれたものであると直ちに理解した。

すると、A氏は、C氏が質問するまでもなく、2億3,000万円の出金について「使ってしまったので、俺の処分は任せる。」との発言をし、「印鑑を1日で作らせて、通帳も作った。」と付け加え説明した。同日の午前中に、Z銀行から約束手形の依頼返却があったとの連絡を受けていたC氏は、A氏との間の上記やり取りにより、同年4月8日にA氏に渡された白地手形が既に振出交付されて取立に回されていたこと、A氏がへ社から当社に支払われた事業譲渡代金3億円のうち2億3,000万円を使って上記手形の依頼返却手続を行ったことを認識した。

A氏は白地手形を振り出していないと信じていたC氏は、手形を回収するために事業譲渡代金の一部が使われたという事実に驚き、呆然とした。

そして、C氏が今後の対応について尋ねると、A氏は「自分がファンドマネージャーとして運用を任されている海外資金から入金がある。入れば会社に返済する。」と答えた。

エ C氏が、A氏が2億3,000万円を使い込んだ事実を取締役会および会計監査人に伝えなかったことについて

上記ウ記載のとおり、C氏は、A氏から、海外資金を利用して2億3,000万円を当社へ返済するとの説明を受けていた。また、A氏から、「6月10日には返済する。6月10日に返済できなくとも、6月20日には返済する。」との説明を受けていた。

さらに、C氏は、6月20日経過後も、A氏は2億3,000万円の資金調達のために東京や香港へ出張していると報告を受けていたし、A氏から入金の準備をするよう指示を受けて、当社の従業員であるD氏、B氏を銀行に待機させるといった事実もあった。ここ数年、A氏は会社の資金調達を一手に引き受けており、増資においても16億円を実現し、2007年、2008年に各々4億円、2億円の融資を取り付け資金調達を実現した経緯があった。

そのため、C氏は、それらの実績からA氏が2億3,000万円を当社に返済するものと信じ、取締役会や会計監査人に報告をしなかった。

平成21年7月15日、留守電に「香港の資金が今日動くので香港に調整に行ってくる」という連絡があった。

ところが、同年7月17日ころから、A氏と連絡が取れなくなったため、C氏は、資金調達は事実上不能であると判断し、A氏による2億3,000万円の使い込みについて、同年7月28日に取締役会および会計監査人に対して報告し、翌日29日の開示に至った。

(2) 大阪証券取引所からの照会に対する対応について

平成21年7月28日にC氏は、取締役会および会計監査人に対して、今般の一連の事象を報告し、それに伴う開示をするにあたり、翌日29日に大阪証券取引所に出向き、説明を行っております。

また、8月3日にも追加質問に答えるため、同取引所に出向き説明をしておりますが、いずれも入金予定の金銭（当社が売却した店舗の売却代金）の一部に関して、A氏による横領の可能性が確認されたこと等の概要のみを伝え、6月1日からその事実を知っていたことについては、言及をしておらず、正確な説明がなされたとは言い難い状況でありました。

なお、C氏におきましては、当該の事実が判明した平成21年7月28日以降、業務停止および謹慎をしており、当該の調査に係るヒアリングを受ける等以外の業務はしておりませんでした。また、C氏は、8月25日に辞任届けを受理されております。

2. 原因

(1) 開示遅延の要因

上記のとおり、C氏は、平成21年6月1日の時点において、当該の横領の疑いについて認識していたにも関わらず、取締役会および監査法人に対する報告および7月29日の開示に至るまで、A氏およびC氏以外の取締役をはじめ従業員に対し、公表をしていなかったため、当人らによる開示の行為がない以上、実質的に開示不能という状況でありました。

また、当該の金銭について、A氏が海外から調達する資金により返還するとの明言があり、また、これまでも実質的に経営を主導してきた代表取締役であるA氏が、交渉力にも秀でており、資金調達を一手に引き受け、また、過去においても成功事例があったため、信頼をしていたということが背景にありました。しかしながら、平成21年7月17日以降、A氏と連絡が取れなくなったため（現在も音信不通の状態です。）、C氏は、資金調達は、事実上不能であると判断し、報告に至ったものであります。

上記のとおり、当該の金銭について返還の見込みがあり、また、A氏を信頼する土壌ができていたことは否めませんが、取締役としての規範意識が欠如していたことおよび重要案件に関する取締役会への報告体制の不備が開示の遅延を招いた最大の要因であると認識しております。

また、当該事象を引き起こした背景として、代表取締役および取締役の職務執行に対する監視、抑制が

不足していたこと、および内部通報制度やリスク管理体制、監査体制が機能不全であったことも大きな問題であったと認識しております。

(2) 正確な説明がなされなかった要因

C氏は、平成21年7月29日における開示の当日および8月3日に大阪証券取引所に出向き、今般の一連の説明を行っております。その際、平成21年6月1日に当該事象を認識した経緯の詳細については、言及しておりませんでした。

これは、この時点においては、不明確な点も多く、その後調査が進み、すべての経緯が明らかになった上で公表をすべきであるとの認識であったため、開示した内容の補足説明に留めたものと推測されます。

3. 再発防止に向けた改善措置

(1) 組織体制および企業風土の刷新

当該事象の再発を防止するため、組織を見直し、内部統制および管理監督体制を強化、充実させることが有効かつ実効性のある改善措置であると考えております。なお、A氏およびC氏はすでに辞任しており、現状、新組織により運営がなされております。

今後におきましては、経営者自身が経営における様々なリスクを強く自覚、認識するとともに、社内において適時開示を徹底することを積極的に評価する企業風土、倫理感を醸成することが肝要であり、それを実現するため、監査法人与取締役とのミーティングを四半期ごとに実施し、また、適時開示の重要性の認識向上に向けた外部の専門家による役員研修を実施いたします。

(2) 社内規程の改定および役員、従業員への周知

当該事象の発生において、経営上重要な事項が代表取締役の独断で行え得る環境にあったことが要因の一つではありますが、これを是正するため、手形、小切手や銀行印等の重要な財産が濫用されたり、代表取締役の独断の命令でそれらが濫用されないよう、決裁権限基準の見直しを図り（「職務権限規程」を改定）、意思決定プロセスにおける取締役会での協議をより重視する体制に移行いたします。具体的には、上記重要な財産の発行等に関し、社長決裁であったものを取締役付議事項に変更いたします。これにより、代表取締役の専横を防止し、代表取締役および業務執行役員の業務が取締役会における決定の枠内で執行され、これを取締役会、監査役会が監視するという体制を構築いたします。

また、当該事象において、A氏の独走を許した背景には、他の役員および従業員のA氏による資金調達に対する過剰な信頼があったのも事実であります。これが、取締役、監査役、従業員のA氏に対する監視を弱めた要因でもあるため、「取締役会規程」において、借入額等の資金調達における上限を設け、取締役独自の判断により可能となる資金調達の範囲を限定することで、再発を防止いたします。

なお、上記に伴い、「印章管理規程」、「資金運用規程」を改定いたします。

また、上記の社内規程による制約を実効有らしめるために、その内容について、役員および従業員に周知徹底し、その遵守を促してまいります。さらに手形、小切手等の重要な財産の管理状況について、四半期ご

との確認を毎月の確認事項として制度化するなど、管理体制の強化に努めてまいります。

(3) コンプライアンス体制の充実およびリスク管理委員会の活用

①コンプライアンス体制の充実

当該事象の再発を防止するためには、防止体制の整備と役員および従業員の規範意識の強化が必要であると認識しております。

当社におきましては、既にコンプライアンス委員会を設置しており、「コンプライアンス規程」の制定をはじめ、行動指針（ハンドブック）の配布、研修等を実施してまいりました。

また、当社の役員または社員が重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに報告できるシステム（「内部通報制度」）が構築されており、取締役会が必要と認める場合に適切な措置を実施できる体制ではありますが、それを再度周知し、活用がなされるよう啓蒙いたします。

また、法律上、または会計上の重要な問題が生じた際には、コンプライアンスの観点から、発生した事象または発生する可能性のある事象を審議するコンプライアンス委員会を開催し、その構成員として外部の専門家を選任し、その助言を積極的に取り入れ、コンプライアンス委員会における審議、決定の内容を取締役会における意思決定の際の参考とできるような体制を整備してまいります。

②リスク管理委員会の活用

当社は、全社的なリスクを統括的に把握、管理し、想定されるリスクの軽減化のために何を採り得るかを検討するため、リスク管理委員会を設置しております。

取締役会は、代表取締役、業務担当取締役の職務を監督する職責を負うことから、具体的には新規事業の取り組みや会社の経営戦略、経営計画などの意思決定にあたり、取締役会に必要かつ十分な判断材料を提供される必要があります。当委員会において、適宜必要に応じて、取締役会に提供される判断材料（法律上または会計上のリスクの有無、およびその必要性および相当性など）に関する報告書を作成いたします。

また、当委員会は、「リスク管理規程」の整備、運用状況の確認を行なうとともに、役職員に対する研修等を企画実行することにより、リスク管理（リスクの把握とその軽減化）の何たるかを周知徹底するものであり、その現状について、四半期毎に取締役会に報告するよう徹底いたします。

(4) 監査体制の強化

監査法人、監査役会、内部監査室の三者間において、密接な連携および情報共有が不可欠であるため、今後におきましては、課題の認識とその解決を図るため、積極的な情報交換を行うほか、四半期ごとに検討会議を開催いたします。

また、今後、当社の業務執行が適法、適正になされるためには、内部監査室による内部監査の充実が不可欠であります。そこで、適正な内部監査をなすべく内部監査の業務を担当する従業員の研修、教育を行うなどし、内部監査室による内部監査機能の向上を図ってまいります。

また、内部監査室による調査結果の報告体制を整備することが肝要であるため、内部監査室と監査役との

連携をも視野に入れ、内部監査の実効性を確保できる体制を強化してまいります。

(5) 適時開示体制の強化

様々な事案に関しまして、各取締役が掌握している情報を共有し、検討段階のものも含め、取締役会において適時開示の必要性について検討してまいります。また、その判断に関して、適宜、証券取引所に問い合わせ、相談を行い、最善の方法にて開示を行うよう心がけてまいります。

また、必要に応じて、外部の専門家を活用し、第三者の見地を参考にするなど、会社情報の適時、適切な開示を積極的に推進してまいります。

上記、改善措置の具体的な実施に関しまして、一部において既に実施しておりますが、現段階において未実施の施策につきましては、平成21年10月中旬を目処に実行計画を定め、早期実現に向け取り組んでまいります。

この度は、当社の経営管理体制および開示体制の脆弱さにより、株主様をはじめ、投資家の皆様に対しまして、多大なご迷惑をおかけしたことを深く反省するとともに、今後速やかに改善措置を講じることで信頼回復できるよう全社一丸となって取り組んでまいります。

今後におきましても、引き続き、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

以 上